(vii) 全長
(viii) 主たる推進機関の出力（キロワット数又は馬力）
(ix) すべての魚倉についての認証された図面又は説明書（立法フィート又は立法メートルでの貯蔵能力を含む。）

(b) (a)に規定する文書を定期的に確認すること。

(c) (a)に規定する文書及び情報の修正が自国の権限のある当局により認証されることを確保すること。

漁船の標識

11 各締約国は、条約水域において漁獲を行う許可を与えられる自国の漁船又は漁業調査船が、漁船の標識及び識別に関する国際連合食糧農業機関の標準仕様その他の一般的に受け入れられている基準に従って、容易に当該漁船又は漁業調査船を識別できるような標識を付することを確保する。

漁具の標識

12 各締約国は、条約水域において漁獲を行う許可を与えられる自国の漁船又は漁業調査船が使用する漁具に、標識を付することを確保する。すなわち、海中に投じられる漁網、はえ縄及び漁具の端には、それらの位置及び範囲を表示するのに十分な、昼間用の旗又はレーダー反射器の付いた浮標及び夜間用の照明の付いた浮標を取り付ける。その照明は、視界が良好な場合において少なくとも二海里の距離から視認することができるものとすべきである。水面を浮遊する浮標その他の類似の浮遊物であって固定された漁具の位置を表示しようとするものは、いつでも、それらを使用する船舶の名称又は番号により明りょうに標示されるものとする。

漁獲活動に関する情報

13 各締約国は、自国の旗を掲げる漁船及び漁業調査船のすべてが、ページ付きで製本された漁獲に関する操業日誌及び、適当な場合には、製品に関する操業日誌、貯蔵に関する計画書又は科学的調査に関する計画書を備え置くことを確保する。漁獲に関する操業日誌には、次の(a)から(c)までのものを含める。

(a) 毎回の条約水域への入域及びそこからの出域

(b) 種（付表一に規定する国際連合食糧農業機関の3アルファ・コードの欄に掲げるもの）ごとの生魚重量（キログラム）での累積的な採捕量及び船内に保持する生魚重量（キログラム）での採捕量の割合

(c) 揚網ごとに、

(i) 生魚重量（キログラム）での種ごとの採捕量、船内に保持する生魚重量（キログラム）での種ごとの採捕量及び投棄された海洋生物資源の種ごとの見積量（キログラム）

(ii) 漁具の種類（針数、刺網の長さ等）

(iii) 投網及び揚網を行った経緯度の座標

(iv) 投網及び揚網を行った日時（協定世界時）

(d) 日報の後、次の細目を速やかに操業日誌に記載する。

(i) 当該日報の送信の日時（協定世界時）

(ii) 無線送信の場合には、当該日報を送信する無線局の名称

(e) 採捕物を加工し、若しくは冷凍する漁獲活動に従事する漁船及び適当な場合には漁業調査船は、次のいずれかのことを行うものとする。

(i) 種（国際連合食糧農業機関3アルファ・コードの欄に掲げるもの）ごとに、生魚重量（キログラム）での累積的な生産量及び製品形態を製品に関する操業日誌に記録すること。

(ii) 漁船の船長が保持する貯蔵に関する計画書により種ごとの保管場所が特定されるような方法で、すべての加工された採捕物を貯蔵すること。

記録される数量は、船内に保持する数量と正確に合致するものとする。漁獲に関する操業日誌に記載される記録の原本は、漁船及び適当な場合には漁業調査船の船内に、少なくとも十二箇月間保管するものとする。

採捕量及び漁獲努力量についての報告

14 各締約国は、付表二に規定する仕様及び様式に従い、条約水域において採捕する種（付表一に掲げるもの）ごとの採捕量を四半期ごとに、トン単位で事務局長に報告する。その報告は、報告内容に該当する月を明示し、及び漁獲を行った四半期の末日の後三十日以内に提出する。事務局長は、暫定的な採捕量に関する統計の受領についての四半期ごとの期限の後十五日以内に、受領した情報を取りまとめ、締約国に送付する。

船舶監視システム（ＶＭＳ）

15 各締約国は、条約水域において操業し、かつ、他の権限のある地域的な漁業機関の管理及び保存のための制度の対象とならない種の漁獲を行う自国の船舶が人工衛星による船舶監視システムを実施することを確保し、及び次のことを確保する。

(a) 自国を旗国とする漁船の位置を旗国として継続的に追跡することができるよう自国の漁業監視センター（ＦＭＣ）（陸上を基地とするもの）に情報を自動的に通報することができる自律的システムを当該船舶が備えていること。

(b) 漁船の船内に備え付けられた人工衛星追跡装置により、当該漁船が次のデータを継続的に収集し、及び旗国の漁業監視センターにいつでも送信することができるようにすること。

(i) 当該漁船の識別

(ii) 当該漁船の最新の地理的位置（経緯度）。この場合において、誤差は五百メートル未満の範囲内で、かつ、信頼区間は九十九パーセントとする。

(iii) 当該漁船の位置が報告された日時

16 各旗国は、15(b)の規定に基づいて必要とされる通報について、漁業監視センターが船舶監視システムを通じて受信することを確保するために必要な措置をとる。

17 各旗国は、自国の旗を掲げる漁船の船長が、人工衛星追跡装置を常時稼働させ、並びに当該人工衛星追跡装置により15(b)に掲げるデータが収集され、及び少なくとも二時間ごとに自動的に送信されることを確実に行うことを確保する。漁船に備え付けられた人工衛星追跡装置が技術的に故障し、又は稼働しない場合には、当該人工衛星追跡装置については、一箇月以内に修理又は交換を行わなければならない。この期間が経過した後、漁船の船長は、欠陥のある人工衛星追跡装置を用いて漁獲のための航行を開始することを認められない。また、一箇月を超えて継続する漁獲のための航行期間中その装置が機能を停止し、又は技術的に故障した場合には、該当する船舶の入港後速やかに修理又は交換を行わなければならず、人工衛星追跡装置の修理又は交換が行われていない漁船は、漁獲のための航行を開始することを認められない。

18 各旗国は、欠陥のある追跡装置を備え付けている漁船が、少なくとも一日一回、15(b)に掲げるデータを含む報告を他の連絡手段（無線、ファクシミリ又はテレックス）で漁業監視センターに送付することを確保する。